

令和2年度 第3回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和2年6月1日（月） 午前9時40分から10時25分まで

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

三 出席者

- 1 人事委員 委員長 小松 哲也
委員 上田 博久
委員 中本 久美子
- 2 事務局職員 事務局長 川本 晴彦 次長兼任用課長 山添 久
給与課長 川口 豊長 主 幹 尾田 聡子
係長 毎野 卓実 係長 高多 孝典
※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて隣室（執務室）から呼び出す形で対応
- 3 傍聴者 1名

四 議 題

- 議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和3年4月採用予定 高校卒業程度、短大卒業程度）の実施について
- 議案第2号 鳥取県警察官採用試験（令和3年4月採用予定 警察官A（2回目））の実施について
- 議案第3号 鳥取県警察官採用試験（令和3年4月採用予定 警察官B（2回目））の実施について
- 議案第4号 鳥取県職員採用試験（令和3年4月採用予定 障がい者対象（身体、精神）・高校卒業程度）の実施について
- 議案第5号 選考により採用する職に係る承認について（船舶乗組員）
- 議案第6号 人事委員会定めの一部改正について（勤務時間関係）

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議事は公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

鳥取県職員採用試験（令和3年4月採用予定 高校卒業程度、短大卒業程度）の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

令和3年4月1日採用予定の標記の採用試験を次のとおり実施する。

1 試験の概要

(1) 募集職種・採用予定者数

職 種	採用予定者数
一般事務	11名程度
土木	1名程度

警察行政	4名程度
公立学校栄養職員	3名程度

(2) 受験資格

ア 年齢等

一般事務、土木、警察行政：平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人
ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和3年3月31日までに卒業する見込みの人（人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。）を除く。

公立学校栄養職員：昭和60年4月2日以降に生まれた人

イ 資格

公立学校栄養職員：栄養士法第2条第1項に規定する栄養士の免許を有する人又は令和3年3月31日までにこの免許を取得する見込みの人

ウ 国籍

一般事務、土木、公立学校栄養職員：日本国籍を有しない人は就労に制限のない在留資格を取得しているか、令和3年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。

警察行政：日本国籍を有していること。

(3) 試験日程

受付期間		7月31日（金）～8月17日（月）（消印有効） （ イ 初受付：7月31日（金）午前9時～8月17日（月）午後5時）
第1次試験	試験日	9月27日（日）
	試験会場	鳥取会場：鳥取市内（調整中） 米子会場：米子市内（調整中）
	試験種目	<u>一般事務、警察行政</u> 教養試験（多肢選択式）、作文試験、適性検査 <u>土木、公立学校栄養職員</u> 教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、作文試験、適性検査
	合格者発表日	10月7日（水）（予定）
第2次試験	試験日	<u>一般事務、土木、公立学校栄養職員</u> 10月下旬（予定） <u>警察行政</u> 10月30日（金）
	試験会場	<u>一般事務、土木、公立学校栄養職員</u> 鳥取県庁会議室 <u>警察行政</u> 鳥取県警察本部庁舎会議室
	試験種目	<u>一般事務、土木、公立学校栄養職員</u> 人物試験（集団討論及び個別面接） <u>警察行政</u> 人物試験（個別面接）
	採用候補者発表日	<u>一般事務、土木、公立学校栄養職員</u> 11月中旬（予定） <u>警察行政</u> 11月19日（木）

※ 上記内容は、新型コロナウイルスの感染拡大の状況により変更することがある。

※ 警察行政の第2次試験は、警察本部に委任して実施。

(注) 第1次試験で実施する作文試験の評価は第2次試験で行います。(第1次試験合格者のみ採点します。)また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用します。(第1次試験合格者のみ判定します。)

2 広報

別途受験案内を作成し、県の機関等で配布するほか、その内容をホームページ等で公表する。

【質疑等】

委員：コロナウイルスの関係で実施が遅れる可能性もあるか。

事務局：時期が少し先になるのでその時の状況は分からないが、万が一第2波が来れば日程の再調整なども考える必要があると思っている。

◇議案第2号

鳥取県警察官採用試験（令和3年4月採用予定 警察官A（2回目））の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

令和3年4月1日採用予定の標記の採用試験を次のとおり実施する。

1 試験の概要

(1) 試験区分・採用予定者数

試験区分	採用予定者数
警察官（男性）	2名程度
警察官（女性）	1名程度
警察官（自己推薦）	1名程度

(2) 受験資格

ア 年齢及び学歴要件

昭和60年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和3年3月31日までに卒業する見込みの人（人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。）

イ 国籍要件

日本国籍を有していること

(3) 試験日程

受付期間	7月31日（金）～8月31日（月）（消印有効） （インターネット受付：7月31日（金）午前9時～8月31日（月）午後5時）	
第1次試験	試験日	9月20日（日）
	試験会場	鳥取会場：鳥取市内（調整中） 米子会場：米子市内（調整中）
	試験種目	教養試験（多肢選択式）、適性検査、資格加点（警察官（男性）及び警察官（女性）受験者のうち英語、中国語、韓国語、柔道、剣道、財務、情報処理において一定の資格等を有する者に加点）、アピール論

		文（警察官（自己推薦）受験者のみ）
	合格者発表日	10月1日（木）（予定）
第2次試験	試験日	11月4日（水）～11月6日（金）（予定）
	試験会場	鳥取県警察本部庁舎会議室、鳥取県警察学校
	試験種目	人物試験（個別面接）、論文試験（警察官（自己推薦）受験者以外）、 身体検査、体力検査
	採用候補者発表日	11月30日（月）（予定）

※ 上記内容は、新型コロナウイルスの感染状況により変更することがある。

※ 第2次試験は警察本部に委任して実施。

（注） 第1次試験で実施する適性検査及びアピール論文の評価は第2次試験で行う。（第1次試験合格者のみ判定する。）

2 広報

別途受験案内を作成し、県の機関等で配布するほか、その内容をホームページ等で公表する。

◇議案第3号

鳥取県警察官採用試験（令和3年4月採用予定 警察官B（2回目））の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

令和3年4月1日採用予定の標記の採用試験を次のとおり実施する。

1 試験の概要

（1）試験区分・採用予定者数

試験区分	採用予定者数
警察官（男性）	15名程度
警察官（女性）	6名程度

（2）受験資格

ア 年齢及び学歴要件

昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和3年3月31日までに卒業する見込みの人（人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。）を除く。

イ 国籍要件

日本国籍を有していること。

（3）試験日程

	受付期間	7月31日（金）～8月31日（月）（消印有効） （インターネット受付：7月31日（金）午前9時～8月31日（月）午後5時）
第1次試験	試験日	9月20日（日）
	試験会場	鳥取会場：鳥取市内（調整中） 米子会場：米子市内（調整中）
	試験種目	教養試験（多肢選択式）、適性検査、資格加点（英語、中国語、韓国語、柔道、剣道、財務、情報処理において一定の資格等を有する者に

		加点)
	合格者発表日	10月1日(木)(予定)
第2次試験	試験日	11月4日(水)～11月6日(金)(予定)
	試験会場	鳥取県警察本部庁舎会議室、鳥取県警察学校
	試験種目	人物試験(個別面接)、作文試験、身体検査、体力検査
	採用候補者発表日	11月30日(月)(予定)

※上記内容は、新型コロナウイルスの感染状況により変更することがある。

※第2次試験は警察本部に委任して実施。

(注) 第1次試験で実施する適性検査の評価は第2次試験で行います。(第1次試験合格者のみ判定します。)

2 広報

別途受験案内を作成し、県の機関等で配布するほか、その内容をホームページ等で公表する。

◇議案第4号

鳥取県職員採用試験(令和3年4月採用予定 障がい者対象(身体、精神)・高校卒業程度)の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

令和3年4月1日採用予定の標記の採用試験を次のとおり実施する。

1 試験の概要

(1) 試験の趣旨

障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、身体障がい者及び精神障がい者の雇用の促進を図る。

(2) 募集職種・障がい種別・採用予定者数

職 種	障がい種別	採用予定者数
一般事務	身体障がい	1名程度
	精神障がい	1名程度
警察行政	身体障がい 精神障がい	1名程度

(3) 受験対象者

次のいずれかに該当する人

- ・身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から4級までの人
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

(4) 受験資格

ア 年齢

昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人

イ 国籍

(ア) 一般事務

日本国籍を有しない人は就労に制限のない在留資格を取得しているか、令和3年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。

(イ) 警察行政

日本国籍を有していること。

(5) 試験日程

ア 一般事務

受付期間		9月4日(金)～9月23日(水)(消印有効) (インターネット受付:9月4日(金)午前9時～9月23日(水)午後5時)
第1次試験	試験日	11月1日(日)
	試験会場	鳥取会場:鳥取県庁会議室 米子会場:鳥取県西部総合事務所
	試験種目	教養試験(多肢選択式)、作文試験、適性検査
	合格者発表日	11月19日(木)(予定)
第2次試験	試験日	12月上旬(予定)
	試験会場	鳥取県庁第二庁舎会議室
	試験種目	人物試験(個別面接)
	採用候補者発表日	12月中旬(予定)

※上記内容は新型コロナウイルス感染状況により変更する場合があります。

(注) 第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用します。(第1次試験合格者のみ判定します。)

イ 警察行政

受付期間		9月4日(金)～9月23日(水)(消印有効) (インターネット受付:9月4日(金)午前9時～9月23日(水)午後5時)
第1次試験	試験日	11月1日(日)
	試験会場	鳥取会場:鳥取県庁会議室 米子会場:鳥取県西部総合事務所
	試験種目	教養試験(多肢選択式)、作文試験、適性検査
	合格者発表日	11月19日(木)(予定)
第2次試験	試験日	12月7日(月)(予定)
	試験会場	鳥取県警察本部庁舎会議室
	試験種目	人物試験(個別面接)
	採用候補者発表日	12月24日(木)(予定)

※上記内容は新型コロナウイルス感染状況により変更する場合があります。

(注) 第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用します。(第1次試験合格者のみ判定します。)

※ 第2次試験は、警察本部に委任して実施。

2 広報

別途受験案内を作成し、県の機関等で配布するほか、その内容をホームページ等で公表する。

【質疑等】

委員:議案第1号から4号すべてに関わることだが、今年度前半の試験はコロナウイルスの関係でいろいろ調整しているが、今回の提案のあった試験は昨年どおりの時期に実施するものか。

事務局:その通り。現時点では実施計画どおりの日程で諮っているが、今後の状況によっては変更の可能性はある。

委員:警察行政の採用予定者数が、身体障がい、精神障がいのどちらか1名ということになると、採

用される方の障がい種別によって部署が違ってくると思うがどうか。

事務局：いずれの障がい種別の方にもできる事務はあることから、必ずしも職種が違ってくるとは限らないと考えられる。

◇議案第5号

選考により採用する職(船舶乗組員)に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から次のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

1 申請内容

職	採用予定者数	申請理由
船舶乗組員 (航海士)	1名	・急遽、年度中途での退職が発生し、今後、安定的に業務を行うためには迅速な人員配置が必要となるため。

2 採用予定日 令和2年9月1日

3 配属先及び職務内容

(1) 配属先 境港水産事務所、水産試験場又は栽培漁業センター

(2) 職務内容 漁業取締船、試験船に乗船し、漁業取締、船舶の運用、試験操業、船内における生活に関する業務に従事

(内容)

- ・船上での操船及び見張り業務
- ・船体及び航海機器の保守点検
- ・無線通信に係る業務
- ・漁業取締業務又は調査・試験操業に係る漁労作業
- ・炊事など船内での生活に関わる業務

なお、業務によっては夜間における出動や数日間海上に留まって調査活動を行う。

4 能力実証等

(1) 受験資格

①年齢： 昭和45年4月2日以降に生まれた人(50歳以下)

②資格： 船舶職員及び小型船舶操縦者法第5条に規定する1級から6級までのいずれかの海技士(航海)及び電波法施行令第2条に規定する第1級海上特殊無線技士の免許を有する人又は令和2年8月31日までにこの免許を取得する見込みの人

(2) 能力実証の方法

- ・基礎能力検査(SPI3(基礎能力のみ))
- ・専門試験(専門的知識についての筆記試験)
※出題分野：航海、運用及び法規に関する科目(記述式3問)
- ・適性検査(職務遂行に関する適性についての検査)
- ・人物試験(個別面接による人物、専門知識についての口述試験)

5 募集方法

県HPでの情報掲載、各関係機関、水産系教育機関等への情報提供等

6 試験実施スケジュール(予定)

6月2日(火) 募集開始

7月10日（金） 募集締切
7月中旬予定 試験日
7月下旬予定 合格発表

7 人事委員会の判断

当該職については、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

◇議案第6号

人事委員会定め（勤務時間関係）の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

次のとおり定めの一部を改正する。

1 改正する定め of 名称

- (1) 職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について
- (2) 県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について

2 概要

(1) 改正内容

結婚休暇について、規則により期間は1週間以内としており、運用通知により結婚の日の5日前から当該結婚の日後1月を経過する日までに取得しなければならないこととしている。

この取扱いについて、結婚の日の5日前から当該結婚の日後6月を経過する日までに取得しなければならないこととする。

また、結婚の日の定義について、運用通知に明記する。

○規則

人事委員会規則で定める場合	人事委員会規則で定める期間
(4) 結婚の場合	1週間以内

○運用通知

(改正前)

第4号の「結婚の場合」とは、職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合とする。また、同号の「1週間以内」の取扱いについては、結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの連続する期間とする。

(改正後)

第4号の「結婚の場合」とは、職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合とする。また、同号の「1週間以内」の取扱いについては、結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後6月を経過する日までの連続する期間とする。結婚の日とは、婚姻を届け出た日または挙式の日が該当するものであるが、これらに該当する日がない場合については、社会通念に照らして個別に判断するものとする。

(2) 改正理由

職員団体からの要望、他の都道府県の状況を踏まえ、結婚休暇を取得することができる期間を拡大することにより、業務の繁忙等を考慮して休暇を取得しやすくするものである。

【組合春要求】

結婚休暇について、取得期間を概ね1年以内に延長すること。

【考え方】

- ・職員の休暇等については、地方公務員法第24条第4項により、国及び他の地方公共団体の職員との権衡が求められている。

○地方公務員法 (給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)	
第24条	略
2～3	略
4	職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。
5	略

- ・国及び他の都道府県の状況は、次の通り。

結婚休暇を取得することができる時期について、36の県が本則又は例外的な扱いで「1月を経過する日まで」よりも長い期間の間に結婚休暇を取得できることとしており、36県のうち18県が「6月を経過する日まで」としている。

○国 1月後まで(例外規定なし)

○他の都道府県(本県を除く)

平成29年1月宮城県照会結果

本則		特別な事情がある場合の例外規定	
7日後まで	2	6月後まで	2
1月後まで	22	3月後まで	1
		6月後まで	6
		1年後まで	3
		制限なし	2
6週間後まで	1		
6月後まで ※	10		
1年後まで ※	5	22	
定めなし(社会通念上認められる期間)	6		

14

※規定はないが、運用で「概ね6月以内」又は「概ね1年以内」としている県を含む。

(3) 施行日等

施行日 議決日

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、以下の措置を講じる。

- ①令和2年2月1日(新型コロナウイルス感染症が指定感染症として指定された日)から5月31日までの間に結婚した職員で、結婚休暇を取得していない職員については、施行日から6月を経過する日までの間に結婚休暇を取得することができるものとする。
- ②当該期間(2/1～5/31)に結婚した職員で5日以上結婚休暇を取得していない職員については、

5日から既に取得した日数を減じた日数を施行日から6月を経過する日までの間に取得することができることとする。

【質疑等】

委員：これまで1月後までとされていたものを6月後までに改めて、休暇を取得しやすくするという
ことで、その点は非常によいことだと思う。1点確認したいのは、結婚の日の定義を明記する
わけだが、社会通念に照らして判断する場合とは、例えばどういう場合が該当するのか。

事務局：例えば、同居を始められた日などが該当すると考えている。

事務局：籍を入れない、挙式も挙げないという事実婚の方や、戸籍法上では結婚と認められない同性カ
ップルの方も想定される。そうした方については、先ほど申し上げたような同居の日な
ど、何らかの形でパートナーになられたということを確認できる日をもって結婚の日としよう
ということである。

委員：結婚の日であるが、婚姻を届け出た日または挙式の日ということだが、両方ある場合もある。
その場合はどちらを基準とするのか。

事務局：職員が選択することができる。

委員：例えば、婚姻届をしたのが1月で挙式の日が5月という場合は、挙式の日を基準にすれば5月
から6月後までということ、実質的に1年間で選択ができるということになるという理解で
よいか。

事務局：そのとおり。それは認められるということ。

事務局：何らかの都合で挙式と婚姻届がずれたという場合は、そこから6月後までの間に1週間休暇を
取得していただいてよいということ。

委員：職員としては、より休暇が取りやすくなるということで理解した。

委員：職員が休暇を取りやすくなる改正ということで、よいことだと思う。

六 次回人事委員会の開催

令和2年6月12日（金）午前9時40分から開催することとした。